

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案

令和4年(2022年)5月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例(昭和21年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表33の3の項第1号中「第5条第1項から第5項まで」を「第5条第1項から第7項まで」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項第3号中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(理 由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、長期優良住宅に関する制度として、長期優良住宅の基準を満たす既存の住宅の維持保全に関する計画に係る認定が追加されたことに伴い、当該認定の事務に係る手数料を定めるため、本案を提出する。